



2020年5月22日

新型コロナウイルス感染対策に係る特例措置の近畿3府県の解除について

日本国土開発 株式会社

本社：東京都港区赤坂4-9-9

代表取締役社長 朝倉 健夫

日本国土開発株式会社は、新型コロナウイルスの感染拡大防止と、お客さま、当社社員及びその家族の安全確保を図るために、政府の緊急事態宣言に従い、本部、全国の事業所及び営業所において原則テレワークでの勤務を継続しておりますが、この度の大阪府、京都府、兵庫県における緊急事態宣言の解除を受けて勤務体制の一部変更を行います。

緊急事態宣言が継続中の地域に所在する本部、事業所及び営業所は、引き続き原則テレワークでの勤務とし、感染拡大防止を第一とする体制を継続して参ります。

今回緊急事態宣言が解除となった近畿3府県ほか、これまでに解除となった地域に所在する事業所と営業所は、テレワーク、フレックス勤務を推奨しつつ、不要不急の訪問面談等の自粛にも留意して参ります。

尚、現場作業所については、予防対策の実施を徹底し工事を継続して参ります。

弊社は2月より順次、テレワーク、時差出勤並びに出張の自粛等の対策を全社で講じておりますが、引き続き感染防止に留意した勤務体制を踏襲して参ります。

何卒、皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上

この件に関するお問い合わせ先

日本国土開発株式会社 経営企画部 電話 03-5410-5720